

令和3年11月16日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

目次

ページ

1 新型コロナウイルス感染症について

(1) 感染者の発生状況	1
(2) 県の対応	2
(3) 医療提供体制等	4
(4) 早期診断・早期治療開始へ向けた取組	9
(5) 新型コロナワクチン接種	10
(6) 産業における対応	12
(7) 雇用、労働関係の支援の実施	30
(8) 観光における対応	32
(9) 県立学校及び市町村立学校の対応	35

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

11月11日現在、県内における感染者の累計は、クルーズ船における感染者等を除き、169,024名となっている。

ア 症状別の状況

(11月11日現在)

入院 59名	重症 7名	中等症 39名	軽症・無症状 13名	宿泊施設療養 13名	自宅療養 45名	死亡 (累計) 1,311名

イ 新規感染者数の推移

日	月	火	水	木	金	土	週合計
7月18	19	20	21	22	23	24	週合計
460人	412人	433人	521人	630人	652人	547人	3655人
25	26	27	28	29	30	31	週合計
531人	539人	758人	1051人	1164人	1418人	1580人	7041人
8月1	2	3	4	5	6	7	週合計
1257人	1686人	1298人	1484人	1844人	2082人	1893人	11544人
8	9	10	11	12	13	14	週合計
1860人	2166人	1572人	1561人	1807人	2281人	2356人	13603人
15	16	17	18	19	20	21	週合計
2079人	2584人	2017人	2021人	2340人	2878人	2705人	16624人
22	23	24	25	26	27	28	週合計
2524人	2579人	1946人	2304人	2632人	2662人	2377人	17024人
29	30	31	9/1	2	3	4	週合計
2362人	1719人	1541人	1921人	1738人	1868人	1633人	12782人
9月5	6	7	8	9	10	11	週合計
1242人	971人	738人	1099人	803人	829人	862人	6544人
9月12	13	14	15	16	17	18	週合計
669人	529人	485人	488人	534人	547人	452人	3704人
19	20	21	22	23	24	25	週合計
394人	257人	188人	173人	259人	251人	193人	1715人
26	27	28	29	30	10/1	2	週合計
193人	123人	128人	130人	129人	115人	82人	900人
3	4	5	6	7	8	9	週合計
86人	51人	77人	86人	102人	65人	81人	548人
10	11	12	13	14	15	16	週合計
54人	49人	46人	50人	52人	33人	35人	319人
17	18	19	20	21	22	23	週合計
37人	23人	10人	16人	39人	24人	9人	158人
24	25	26	27	28	29	30	週合計
11人	7人	13人	15人	16人	8人	7人	77人
31	11/1	2	3	4	5	6	週合計
9人	6人	10人	6人	22人	9人	14人	76人
11月7	8	9	10	11	12	13	週合計
9人	11人	12人	13人	14人			

※ 前の週の同じ曜日よりも感染者数が上回っている場合は(オレンジ)網掛けとし、下回っている場合は斜線(水色)網掛けとしている。

ウ 変異株の状況

(ア) 県内の判明状況 (11月2日現在)

(株内訳)

変異株患者数	アルファ株 (疑い含む)	ベータ株 (疑い含む)	ガンマ株 (疑い含む)	デルタ株 (疑い含む)	株不明 (検査中含む)
35,861人	1,746人	7人	0	30,650人	3,458人

※アルファ株:B. 1. 1. 7(英国で最初に検出された変異株 主な変異はN501Y)

ベータ株:B. 1. 351(南アフリカで最初に検出された変異株 主な変異はN501Y、E484K)

ガンマ株:P. 1(日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株)主な変異はN501Y、E484K)

デルタ株 : B. 1. 617(インドで最初に検出された変異株 主な変異は、L452R(E484Q))

(イ) デルタ株 (L452R) の検査状況 (10月18日~24日)

陽性者数 (a)	変異株検出 (b)	総検査数 (c)	検査実施率 (c/a)	変異株転換率 (b/c)
132人	44	46件	34.8%	95.7%

(2) 県の対応

ア 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

(8月19日以降)

開催日	主な議題
8月26日	子どもコロナ対策の強化について
9月9日	緊急事態宣言再延長等に係る県の対応について
9月22日	病床確保フェーズの再設定について（書面開催）
9月28日	緊急事態宣言解除後における県の対応について
10月20日	リバウンド防止措置期間後における県の対応について

イ 基本的対策徹底期間

感染状況がステージⅡの水準まで改善したことから、国の基本的対処方針に基づき、特措法に基づく時短要請などを、10月24日をもって解除した。

しかし、感染の再拡大を招かないためにも、基本的な感染防止対策を引き続き徹底することが重要であることから、10月25日から11月30日までを「基本的対策徹底期間」として、次のとおり対応することとした。

(ア) 主な内容

a 県民への働きかけ

- ・マスク飲食、M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の徹底
- ・会食の際は、1組（テーブル）4人以内または同居家族、2時間を目安

b 事業者への働きかけ

(a) 飲食店等

- ・1組（テーブル）4人以内または同居家族、2時間を目安

(b) イベントの開催制限（11月1日～）

- ・収容率と人数上限のいずれか小さい方を適用

収容率：歓声等有50%以内、歓声等無100%以内

人数上限：5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方

※ 令和4年1月末までは事前販売を10,000人上限とするよう働きかけ（追加販売については、感染状況に応じて事前相談の中で対応）

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策

(7) 「感染防止対策取組書」の普及

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、飲食店等の各店舗において、業種ごとに定められたガイドラインに沿った感染対策を一覧で示した「感染防止対策取組書」について、令和2年5月から運用を開始するとともに、チラシやポスター等を作成するなど、県民や事業者への普及に取り組んでいる。

「感染防止対策取組書」の登録件数は、令和3年11月12日時点で、140,535件。

(イ) 経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

昨年度から引き続き、県民や事業者に向けて各種支援メニューを掲載したチラシを作成し、県ホームページに掲載したほか、各地域県政総合センター等での配架、商工会及び商工会議所等への配布を行った。

(ウ) 「マスク飲食」の推進

感染対策の急所と言われる「飲食の場」での飛沫による感染リスクを軽減する取組の一つとして、飲食する場合でも会話するときはマスクを着用する「マスク飲食」の取組を推進している。

a 「マスク飲食実施店」認証制度の実施

「マスク飲食」の実効性を高めるため、これまでの「感染防止対策取組書」を発展させ、「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し、社会的に評価する「マスク飲食実施店」認証制度の取組を行っている。

(a) 概要

「感染防止対策取組書」に登録し、基本的な感染防止対策（アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、手指消毒の徹底など）に加え、マスク飲食実施店であることの対外的な発信、マスク等なしで会話をする方への着用の呼びかけなど、積極的に「マスク飲食」を実施している飲食店等からの申請に基づき、県が取組内容を確認し、審査した上で「マスク飲食実施店」として認証する。

(b) 実施期間

令和3年4月21日から令和4年3月31日まで

(c) 「マスク飲食実施店」認証状況（11月12日現在）

- ・ 申請数 35,083件
- ・ 認証数 32,611件（現地確認済書交付数を含む）

b 飲食時の飛沫を可視化する動画の作成

マスク飲食をはじめとした感染防止対策の重要性を県民に理解いただくため、特殊な撮影方法により、飲食の際に基本的な感染防止対策とマスク飲食の組み合わせによっていかに飛沫が抑えられるかを可視化した動画を作成し、令和3年6月20日に公開した。

(I) かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金

新型コロナウイルス感染症の最前線で闘う医療・福祉従事者を応援・支援するための基金を設置し、県民等からの寄附を受け入れている。

寄附受入状況は、令和3年11月8日時点で、957,431,570円（5,672件）。

(3) 医療提供体制等

ア 病床の確保状況

（11月11日現在）

区分	入院者数 (a)	病床確保 フェーズ 1	病床確保 フェーズ 4 (b)	病床利用率 (a/b)	病床確保 フェーズ 5*
重症	7人	100床	210床	3.3%	270床
中等症・軽症	52人	900床	1,790床	2.9%	2,030床
計	59人	1,000床	2,000床	3.0%	2,300床

※フェーズ5は災害級の状況下における緊急的対応であるため、病床確保計画上の最大確保病床数は、フェーズ4の2,000床とする。

イ 病床確保フェーズの再設定

第5波では、延期可能な入院・手術の一時停止により、従来の「フェーズ4」を超えたさらなる病床拡大を要請した経緯から、災害級の状況下におけるフェーズとして、新たに「フェーズ5」を設定した。また、入院者数が減少してきていることから、延期可能な入院・手術の一時停止を解除するとともに、フェーズについては、9月24日に「4」、10月1日に「2」、10月22日に「1」に引き下げた。

参考：病床拡大に向けた取組

- 7月28日 中等症・軽症病床をフェーズ3から4に引き上げ
- 8月4日 重症病床をフェーズ3から4に引き上げ
- 8月6日 医師が延期できると判断した入院・手術の一時停止を要請
- 9月1日 さらなる確保病床の拡大及び陽性患者の新規受入等を要請

- 9月22日 災害級の状況下におけるフェーズとして、新たにフェーズ5を設定
- 9月24日 延期可能な入院・手術の一時停止を解除するとともに、フェーズを「4」に引き下げ
- 10月1日 フェーズを「2」に引き下げ
- 10月22日 フェーズを「1」に引き下げ

参考：病床確保フェーズ

	病床確保 フェーズ 0	病床確保 フェーズ 1	病床確保 フェーズ 2	病床確保 フェーズ 3	病床確保 フェーズ 4	*病床確保 フェーズ 5
新型コロナ 医療体制	感染症指定 医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)				
確保 病床数	120 床	1,000 床	1,300 床	1,700 床	2,000 床	2,300 床
地域医療 体制	原則平時医療を継続				一部の一般 医療の延期 (医療機関 の裁量)	一般医療の 延期 (通知 に基づく)
ステージ (国定義)	ステージ I	ステージ II	ステージIII (病床利用 率 20%超)	ステージIV (病床利用率 50%超)		

※フェーズ5は災害級の状況下における緊急的対応であるため、病床確保計画上の最大確保病床数は、フェーズ4の2,000床とする。

ウ かながわ緊急酸素投与センター

令和3年2月、医師により入院が必要と判断された新型コロナウイルス感染症患者の搬送先が確定するまでの間、酸素投与の応急処置をする緊急的な施設として、かながわ緊急酸素投与センターを設置した。感染者の急増と病床逼迫を受け、令和3年8月7日から9月21日まで、24床の設備を稼働して、110人の患者を受け入れ、9月30日に閉所した。

エ 宿泊療養施設

(7) 新たな宿泊療養施設の確保

感染の急拡大に対応するため、令和3年8月中に、宿泊療養施設を3施設開設した。

- ・ 8月10日利用開始
東横INN 新横浜駅前新館(横浜市港北区)
- ・ 8月25日利用開始
ベストウェスタン横浜(横浜市鶴見区)
- ・ 8月27日利用開始
東横INN 横浜スタジアム前I、II(横浜市中区)

参考：宿泊療養施設の稼働状況(11月11日現在)

区分	確保室数 (a)	受入可能 室数(b)	入所者数 (c)	稼働率 (c/b)
湘南国際村センター	95室	95室	2人	2.1%
アパホテル<横浜関内>※1	451室	375室	0人	0%
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル※2	399室	0室	0人	-
レンブラントスタイル本厚木	162室	126室	2人	1.6%
パークインホテル厚木(トラベルインを含む) ※1	282室	234室	0人	0%
新横浜国際ホテル(本館) ※1	206室	188室	0人	0%
リッチモンドホテルプレミア武蔵小杉	302室	247室	1人	0.4%
東横INN新横浜駅前新館	288室	249室	8人	3.2%
ベストウエスタン横浜※1	185室	118室	0人	0%
東横INN横浜スタジアム前I、II ※1	441室	404室	0人	0%
相模原宿泊療養施設	40室	40室	0人	0%
合計	2,851室	2,076室	13人	0.6%

※1 アパホテル<横浜関内>、パークインホテル厚木、新横浜国際ホテル(本館)、ベストウエスタン横浜、東横INN横浜スタジアム前I、IIについては、宿泊療養者数が減少しているため、受入を一時休止。

※2 横浜伊勢佐木町ワシントンホテルについては、11月30日をもって利用を終了するため、受入れを停止。

オ 地域療養の神奈川モデル

(ア) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者のうち、悪化リスクのある方、悪化が疑われる方に対して早期に医療介入を行うため、地域の医師会や訪問看護ステーションと連携した療養サポートを実施する。

(イ) 実施状況

a 藤沢市

令和3年3月23日から藤沢市で先行実施。

<3月23日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
1,288名	192件	0件	587件	185名	1,084名

b 鎌倉市

令和3年5月11日から鎌倉市で事業を開始。

<5月11日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
354名	164件	422件	857件	72名	265名

c 横須賀市

令和3年6月1日から横須賀市で事業を開始。

<6月1日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
721名	42件	0件	302件	93名	619名

d 平塚市

令和3年7月6日から平塚市で事業を開始。

<7月6日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
410名	84件	0件	268件	57名	353名

e 三浦市

令和3年7月6日から三浦市で事業を開始。

<7月6日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
54名	3件	0件	28件	10名	41名

f 厚木市、愛川町、清川村

令和3年7月28日から厚木市、愛川町、清川村で事業を開始。

<7月28日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
601名	39件	0件	263件	85名	511名

g 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

令和3年9月1日から小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町で事業を開始。

<9月1日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
34名	5件	0件	24件	10名	23名

h 逗子市、葉山町

令和3年9月27日から逗子市、葉山町で事業を開始。

<9月27日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
4名	0件	0件	3件	0名	4名

i 海老名市

令和3年10月5日から海老名市で事業を開始。

<10月5日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
11名	3件	0件	1件	2名	9名

j 大和市

令和3年10月20日から大和市で事業を開始。

<10月20日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
2名	3件	0件	3件	1名	1名

k 茅ヶ崎市、寒川町

令和3年11月1日から茅ヶ崎市、寒川町で事業を開始。

<11月1日から11月8日までの実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
0名	0件	0件	0件	0名	0名

l 秦野市、伊勢原市

令和3年11月8日から秦野市、伊勢原市で事業を開始。

<11月8日の実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
0名	0件	0件	0件	0名	0名

m 相模原市

令和3年11月8日から相模原市で事業を開始。

<11月8日の実績>

対象者数	対応実績				
	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
1名	0件	0件	0件	0名	0名

カ ヒアリングシート等の Web フォーム化

(ア) 概要

宿泊施設や自宅での療養者に対し、これまで保健所が患者から電話等で聞き取っていた健康状態等の情報について、患者自身がウェブフォームに入力できるシステムを構築し、迅速なフォローアップの開始と保健所業務の負担軽減を図る。

(イ) 入力の流れ

- ①療養のしおりの二次元コードを読み取る
 - ②表示されたウェブフォームに患者や家族が症状などの情報を入力
 - ③必要に応じて保健所が確認し、追加入力
- ※入力が困難な場合は、従来どおり保健所が電話で聞き取って入力

(4) 早期診断・早期治療開始へ向けた取組



ア 抗原検査キットの配布

発熱等の症状があるときに家庭で検査を行い、陽性反応が出た場合は通勤や通学を控え、早期に医療機関を受診するという行動変容を促すため、家庭に抗原検査キットを配布し、早期の診断と感染拡大防止を図る。

配布対象

- ・LINE パーソナルサポートアンケート回答者のうち希望者へ配布
 - ・県内の保育園幼稚園、小学校及び特別支援学校等を通じて家庭へ配布
- 参考：使用実績（11月10日現在）

配布総数	864,949 世帯	
利用者総数	6,775 人	
陽性者	265 人	(3.9%)
陰性者	6,355 人	(93.8%)
判定不能	155 人	(2.3%)

イ 早期薬剤処方

早期の投薬により、重症化の予防と自覚症状の改善を図るため、「神奈川県早期薬剤処方の指針」を策定し、関係団体と共同で県内全医療機関あてに要請を行った。

また、9月16日から、外来でステロイドを処方する段階を明確化し、入院待機者が多数発生した状況となった場合には、早期薬剤処方の対象にステロイドを加えることとした。

段階	状況	早期処方の対象
ステロイド非処方段階	入院待機者が（多数）発生している状況ではない	対症療法薬※
ステロイド処方段階	入院待機者が多数発生	対症療法薬 ステロイド

※解熱鎮痛剤、鎮咳剤、制吐剤

ウ 中和抗体療法

(ア) 概要

基礎疾患があるなど一定の条件を満たし、重症化リスクのある軽症・無症状者を対象に、医療機関において中和抗体療法を実施する。

(イ) 神奈川県内の中和抗体療法の実施状況（11月8日現在）

治療実績あり			
	治療件数	副作用	治療後改善
79医療機関	833件	31件(3.7%)	568件

(ウ) 体制構築

9月22日に開催された感染症対策協議会での議論も踏まえ、これまで、新規の薬剤であり安全を担保するため入院による経過観察を必須としたが、入院拠点病院での投与実績を積んだことで、外来投与も推進し、10月以降の中和抗体薬療法体制を構築する。

(エ) スケジュール

9月17日 中和抗体薬療法の外来拠点病院の募集締め切り

9月24日 医療機関へ中和抗体療法の実施情報報告を求める通知を发出

10月14日 中和抗体療法搬送調整センターの設置

10月15日 外来拠点病院による中和抗体療法の実施

(5) 新型コロナワクチン接種

ア 年代別接種率（11月7日現在）

	1回目	2回目
12-19歳	73.89%	64.24%
20-29歳	73.99%	67.63%
30-39歳	75.90%	70.76%
40-49歳	80.20%	76.74%
50-59歳	87.92%	85.20%
60-64歳	89.99%	88.38%
12-64歳	80.24%	75.65%
65歳以上	92.13%	91.48%
全世代	83.56%	80.06%

イ 県が運営する大規模接種会場

(ア) 概要

市町村が行う住民接種を補完する目的で、県独自の接種会場を設置し、ワクチン接種を促進する。

(イ) 接種会場

新横浜国際ホテルマナーハウス 南館(横浜市港北区新横浜 3-7-8)

(ウ) モデルナ社ワクチンの接種

7月17日から、福祉施設等従事者を対象にモデルナ社のワクチン接種を開始した。これまで、対象者を教職員や妊婦、受験生などに拡大してきたが、「接種を希望する皆さんが11月末までに2回の接種を終える」ため、10月16日から「県内在住のすべての満12歳以上の方」に拡大した。

a 接種対象者

- ・接種を希望されるすべての県民の方
- ・県外在住でも県内の事業所で勤務されている方
- ・県外在住でも県内の学校へ通学されている方

b 接種期間

7月17日～11月30日

c 接種時間

平日 : 午後3時～午後9時

土日・祝日 : 午前9時～午後6時

d 接種状況

接種予定人数 59,000人

接種済み人数 49,657人 (11月4日現在)

(イ) アストラゼネカ社ワクチンの接種

8月30日から、他社製ワクチンを接種できない方等を対象にアストラゼネカ社のワクチン接種を開始し、9月8日から「同ワクチンの接種を希望する40歳以上の方」を対象者に追加した。

a 接種対象者

- ・アレルギー等で、他社製ワクチンを接種できない方
 - ・海外でアストラゼネカ社ワクチンを1回接種済の方
 - ・アストラゼネカ社ワクチンの接種を希望する方 等
- ※原則40歳以上

b 接種期間

【1回目接種】

8月30日～9月3日、9月6日～9日、9月13日～17日、
10月2日～7日

【2回目接種】

10月27日、29日、11月1日、2日、4日、11月7日～10日、
11月19日、11月22日～24日

c 接種時間

午前9時～午後1時

(11月4日、11月7日～10日は午前9時～午後6時まで)

d 接種状況

接種予定人数 5,500人

接種済み人数 4,324人 (11月2日現在)

(6) 産業における対応

ア 「経営相談窓口」の設置

令和2年1月30日から、金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を開始した。

イ 中小企業制度融資による資金繰り支援等

令和3年4月1日から、昨年4月1日に保証料補助を拡充した「新型コロナウイルス関連融資」の保証料を従前に戻すとともに、保証料負担が軽減された「コロナ新事業展開対策融資」、「コロナ・災害対策支援融資」、「伴走支援型特別融資」、「事業再生サポート融資（感染症対応枠）」を新設した。

また、令和3年7月1日から、「コロナ新事業展開対策融資」、「伴走支援型特別融資」について、信用保証料負担を更に軽減し、最大ゼロとした。

ウ 再起促進支援等

(ア) 中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金

中小企業者等が行う、感染症拡大防止、非対面ビジネスモデル構築、ビジネスモデル転換に取り組む経費の一部を補助する。

a 感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業

アクリル板、換気設備、加湿器等の導入や、デリバリー、テイクアウトの取組、業務効率化等に必要なIT導入などに係る経費を補助する。

(上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内。工事を伴う換気設備を導入する場合は最大200万円)

<実施状況(令和3年11月10日現在)>

令和3年5月19日から令和3年6月3日まで公募を実施。

申請件数 1,909件

申請額 1,352,561千円

交付件数 670件

交付額 359,299千円

b ビジネスモデル転換事業

自動車部品製造から福祉介護用品製造への転換など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。

(上限3,000万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

<実施状況(令和3年11月10日現在)>

令和3年5月19日から令和3年6月18日まで公募を実施。

申請件数 865件

申請額 11,206,964千円

交付件数 1件

交付額 1,854千円

c 感染症拡大防止事業（第2次）

遮蔽物、換気設備、加湿器、CO₂濃度測定器、HEPAフィルター付き空気清浄機の導入に係る経費を補助する。

（上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

＜実施状況（令和3年11月10日現在）＞

令和3年10月18日から令和3年12月17日まで

公募を実施（先着順）。

申請件数 310件

申請額 103,456千円

(イ) 商店街等のプレミアム商品券発行に係る支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街等が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助する。

（上限：1商店街200万円、複数商店街500万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

＜実施状況（令和3年11月11日現在）＞

令和3年10月25日から令和4年1月11日まで募集を実施。

申請件数 20件

申請額 49,599千円

(ウ) 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた、ローカル5G実証環境を活用した製品・技術開発の促進

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、令和2年度に整備したローカル5Gの実証環境を活用した技術支援により、県内企業における、IoT等の先端技術の導入、新たな製品やサービス等の開発の促進を図る。

＜実施状況＞

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に、実証環境の整備が完了。

(エ) 経営資源引継・事業再編の支援

新型コロナウイルスの影響により、第三者への事業承継を行った際に、第三者が元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人員費相当分を補助する。

（上限100万円 補助率：3/4以内）

＜実施状況（令和3年11月11日現在）＞

令和3年5月10日から令和3年12月28日まで公募を実施。

申請件数 2件

申請額 2,000千円

(オ) ベンチャー企業に向けた事業化支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた社会課題の解決に資する、新たな製品・サービスの開発に大企業と連携して取り組むベンチャー企業に対して、必要な経費の一部を支援する。

＜実施状況＞

・ベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組む意欲のあ

る大企業等を募集し、両者のマッチングを支援した結果、8件の連携プロジェクトを創出（4～9月）

- ・創出されたプロジェクトによる製品・サービスの開発や実証事業等の実施を支援（9～3月）

(カ) 県内工業製品購入促進事業

県内製造業を支援するため、令和2年度に引き続き県内の工場で製造され、一般に流通している完成された製品・商品（但し、部品・部材を除く）を購入した際の割引を支援する（かもめクーポン）。

なお、令和3年度は製品の希望小売価格等を単価3万円以上（税抜）に拡充し、実施する。

（1件当たり 割引率10%以内 上限20万円）

<実施状況>

クーポンは令和4年2月15日まで利用可能（発行は2月13日まで）

(キ) 新型コロナウイルスに対応する製品の性能評価サービスの実施

企業が開発した抗ウイルス製品の性能評価へのニーズに応えるため、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所殿町支所において、新型コロナウイルスに対応した性能評価サービスを実施する。

<実施状況>

令和2年12月25日から相談・申込受付を開始。

(ク) 県内消費喚起対策事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売り上げが減少している県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわPay」を通じて二次元コード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大20%の金額に相当するポイント（1人当たり上限10,000円相当分）を消費者に還元する。

<実施状況>

令和3年4月1日から8月31日まで加盟店募集。

令和3年10月25日から「かながわPay」利用開始。

※ポイントは、令和4年2月28日まで利用可能。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有用なロボットの実装に意欲的な施設に対し、ロボットの選定や導入に必要な施設環境の調整など、総合的な支援を行う。併せて得られたノウハウをモデル化し、同種施設への実装を推進する。

<実施状況>

施設への実装を目指すロボットプロジェクトを募集・採択

募集期間 7月16日から8月6日まで

応募件数 32件

採択件数 9件

(コ) **DXプロジェクト推進事業**

県内産業のDXを促進するため、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを募集・採択の上、専門家の技術的助言や、課題解決に向けて連携する事業者とのマッチングを行うとともに、経費の一部を支援する。

＜実施状況＞

募集期間 5月17日から6月7日まで

応募件数 51件

採択件数 6件

(ク) **中小企業等支援給付金事業**

「酒類提供の停止」要請等により、売上に大きな影響を受けている事業者を支援する。

a **酒類販売事業者支援給付金**

(a) **給付金額の加算（売上が90%以上減少の場合）**

国の月次支援金の給付対象となる酒類販売事業者等に対し、7月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限60万円、個人事業者は上限30万円を、県独自に加算して給付する。

(b) **給付金額の加算（売上が70%以上減少の場合）**

※7月から10月までの期間については、売上が70%以上90%未満減少の場合

国の月次支援金の給付対象となる酒類販売事業者等に対し、4月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限40万円、個人事業者は上限20万円を、県独自に加算して給付する。

(c) **給付金額の加算（売上が50%以上70%未満減少の場合）**

国の月次支援金の給付対象となる酒類販売事業者等に対し、4月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自に加算して給付する。

(d) **支援対象の拡大（売上が30%以上50%未満減少の場合）**

国の月次支援金の給付対象とならない酒類販売事業者等に対し、4月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自に支援対象を拡大して給付する。

(e) **支援対象の拡大（対象月及び前月の売上が2か月連続で15%以上減少の場合）**

国の月次支援金の給付対象とならない酒類販売事業者等に対し、7月から10月までの期間について、対象月に対して、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自に支援対象を拡大して給付する。

- (f) **実施状況（令和3年11月9日現在）**
- a' 令和3年4月から6月までの期間
 - ・申請件数 497 件
 - ・給付件数 370 件
 - b' 令和3年7月から9月までの期間
 - ・申請件数 266 件
 - ・給付件数 127 件

b 中小企業等支援給付金

(a) 給付金額の加算

売上が50%以上減少し、国の月次支援金の給付対象となる幅広い業種の事業者（酒類販売事業者等を除く）に対し、4月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は定額5万円、個人事業者は定額2万5千円を、県独自に加算して給付する。

(b) 実施状況（令和3年11月7日現在）

- a' 令和3年4月から6月までの期間
 - ・申請件数 22,000 件
 - ・給付件数 18,459 件
- b' 令和3年7月から9月までの期間
 - ・申請件数 11,971 件
 - ・給付件数 5,435 件

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付

昨年暮れからの営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に対し交付する協力金の概要は次のとおり。

(7) 第3弾

- a **区域**
横浜市、川崎市
- b **要請期間**
令和2年12月7日～12月17日
- c **要請内容**
午前5時から午後10時までの時短営業
- d **協力金の額**
最大22万円（2万円／日）
- e **実施状況（令和3年11月10日現在）**
 - (a) 申請件数 10,765 件（郵送5,183件、電子5,582件）
 - (b) 交付件数 10,593 件
 - (c) 交付額 2,722,400 千円

(4) 第4弾

- a **区域**
横浜市、川崎市
- b **要請期間**
令和2年12月18日～令和3年1月11日
- c **要請内容**
①12/18～1/7：午前5時から午後10時までの時短営業

② 1/8～1/11：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午後7時まで）

d **協力金の額**

最大108万円

①12/18～1/7：4万円/日

②1/8～1/11：①から継続の場合 6万円/日

②からの場合 2万円/日

e **実施状況（令和3年11月10日現在）**

(a) 申請件数 13,490件（郵送6,130件、電子7,360件）

(b) 交付件数 13,335件

(c) 交付額 15,223,160千円

(ウ) **第5弾**

a **区域**

県内全域

b **要請期間**

令和3年1月12日～2月7日

c **要請内容**

午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

d **協力金の額**

最大162万円（6万円/日）

e **実施状況（令和3年11月10日現在）**

(a) 申請件数 27,429件（郵送9,686件、電子17,743件）

(b) 交付件数 27,014件

(c) 交付額 57,579,720千円

(イ) **第6弾**

a **区域**

県内全域

b **要請期間**

令和3年2月8日～3月7日

c **要請内容**

午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

d **協力金の額**

最大168万円（6万円/日）

e **実施状況（令和3年11月10日現在）**

(a) 申請件数 29,017件（郵送9,572件、電子19,445件）

(b) 交付件数 28,085件

(c) 交付額 61,010,700千円

(オ) **第7弾**

a **区域**

県内全域

- b 要請期間
 - ①令和3年3月8日～3月21日
 - ②令和3年3月22日～3月31日
- c 要請内容
 - ①3/8～3/21：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
 - ②3/22～3/31：午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）
- d 協力金の額
 - ①3/8～3/21：最大84万円（6万円／日）
 - ②3/22～3/31：最大40万円（4万円／日）
- e 実施状況（令和3年11月10日現在）
 - (a) 申請件数 28,652件（郵送9,252件、電子19,400件）
 - (b) 交付件数 27,941件
 - (c) 交付額 43,354,680千円
- (カ) 第8弾
 - a 区域
 - 県内全域
 - b 要請期間
 - 当初 令和3年4月1日～4月21日
 - 変更後 令和3年4月1日～4月19日
 - c 要請内容
 - 午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）
 - d 協力金の額
 - 当初 最大84万円（4万円／日）
 - 変更後 最大76万円（4万円／日）
 - e 実施状況（令和3年11月10日現在）
 - (a) 申請件数 25,933件（郵送8,175件、電子17,758件）
 - (b) 交付件数 25,260件
 - (c) 交付額 24,549,800千円
- (キ) 第9弾
 - a 令和3年4月20日からまん延防止等重点措置に指定された区域
 - (a) 区域
 - 横浜市、川崎市、相模原市
 - (b) 要請期間
 - ①令和3年4月20日～4月27日
 - ②令和3年4月28日～5月11日
 - (c) 要請内容
 - ①4/20～4/27：午前5時から午後8時までの時短営業（酒の提供は午前11時から午後7時まで）
 - ②4/28～5/11：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は終日停止）

- (d) **協力金の額（日額）**
売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
- ・〔中小企業＝売上高方式〕 4万円～10万円
 - ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限 20万円（中小企業も選択可）
- b **令和3年4月28日からまん延防止等重点措置に指定された区域**
- (a) **区域**
鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
- (b) **要請期間**
- ①令和3年4月20日～4月27日
 - ②令和3年4月28日～5月11日
- (c) **要請内容**
- ①4/20～4/27：午前5時から午後9時までの時短営業（酒の提供は午前11時から午後8時まで）
 - ②4/28～5/11：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は終日停止）
- (d) **協力金の額（日額）**
- ①4/20～4/27
売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
 - ・〔中小企業＝売上高方式〕 2万5千円～7万5千円
 - ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限 20万円（中小企業も選択可）
 - ②4/28～5/11
売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
 - ・〔中小企業＝売上高方式〕 4万円～10万円
 - ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限 20万円（中小企業も選択可）
- c **上記 a、b 以外の区域**
- (a) **区域**
横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を除く市町村
- (b) **要請期間**
令和3年4月20日～5月11日
- (c) **要請内容**
午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）
- (d) **協力金の額（日額）**
売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
- ・〔中小企業＝売上高方式〕 2万5千円～7万5千円
 - ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限 20万円（中小企業も選択可）

(ク) 第10弾

a まん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) 要請期間

令和3年5月12日～5月31日

(c) 要請内容

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・酒類の提供は終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕4万円～10万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

※令和3年5月12日以降の協力金に係る国が示す下限額は3万円とされていたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)を活用し、特例的に最大1万円を上乗せ

b 上記a以外の区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町を除く市町村

(b) 要請期間

令和3年5月12日～5月31日

(c) 要請内容

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
- ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕2万5千円～7万5千円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

c 実施状況(第9弾・第10弾の合計)(令和3年11月10日現在)

(a) 申請件数 29,594件(郵送8,668件、電子20,926件)

(b) 交付件数 27,663件

(c) 交付額 61,756,636千円

(ケ) 第11弾

a まん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) 要請期間

令和3年6月1日～6月20日

(c) 要請内容

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・酒類の提供は終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕3万円～10万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

b 上記a以外の区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町を除く市町村

(b) 要請期間

令和3年6月1日～6月20日

(c) 要請内容

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
- ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕2万5千円～7万5千円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

c 実施状況(令和3年11月10日現在)

(a) 申請件数 28,137件(郵送8,246件、電子19,891件)

(b) 交付件数 25,673件

(c) 交付額 22,659,156千円

(コ) 第12弾

a まん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市

(b) 要請期間

令和3年6月21日～7月11日

(c) 要請内容

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
 - ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで
 - ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)
 - ・酒類提供の要件は次のとおり
 - a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理
 - b' 人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
 - c' 感染防止対策基本4項目(アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保、手指の消毒設備の設置、マスク飲食の周知等、施設の換気)の遵守
- ※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・[中小企業＝売上高方式] 3万円～10万円
- ・[大企業＝売上高減少額方式] 上限20万円(中小企業も選択可)

b 上記a以外の区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市を除く市町村

(b) 要請期間

令和3年6月21日～7月11日

(c) 要請内容

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
 - ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
 - ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)
 - ・酒類提供の要件は次のとおり
 - a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理
 - b' 人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
 - c' 感染防止対策基本4項目の遵守
- ※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・[中小企業＝売上高方式] 2万5千円～7万5千円

- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限 20 万円（中小企業も選択可）

c 実施状況（令和 3 年 11 月 10 日現在）

- (a) 申請件数 27,632 件（郵送 7,974 件、電子 19,658 件）
- (b) 交付件数 25,016 件
- (c) 交付額 21,509,609 千円

(#) 第 13 弾

a 令和 3 年 7 月 12 日からまん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市

(b) 要請期間

- ①令和 3 年 7 月 12 日～7 月 21 日
- ②令和 3 年 7 月 22 日～8 月 1 日

(c) 要請内容

① 7/12～7/21

- ・午前 5 時から午後 8 時までの時短営業
- ・酒類提供の終日停止（ただし、7 月 11 日までに「マスク飲食実施店」の認証を受けている店舗又は認証の申請を行った店舗は、次の条件を満たした場合、酒類の提供を午前 11 時から午後 7 時まで可能とする。なお、7 月 20 日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行った店舗は、その認証申請を行った翌日から 7 月 21 日まで、次の条件で酒類の提供を可能とする。）

a' 客の滞在時間は 90 分以内に制限・管理

b' 人数制限（1 組 4 人以内、又は同居家族に限る）

c' 「マスク飲食実施店」の認証条件を満たしていること

※上記 a' 及び b' は、酒類を提供するグループに限る

- ・カラオケ設備提供の終日停止

（飲食を主たる業とする店舗に限る）

② 7/22～8/1

- ・午前 5 時から午後 8 時までの時短営業
- ・酒類提供の終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止
（飲食を主たる業とする店舗に限る）

(d) 協力金の額（日額）

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

・〔中小企業＝売上高方式〕3 万円～10 万円

・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限 20 万円（中小企業も選択可）

b 令和 3 年 7 月 22 日からまん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市を除く県内全市町

(b) 要請期間

- ①令和 3 年 7 月 12 日～7 月 21 日

②令和3年7月22日～8月1日

(c) **要請内容**

①7/12～7/21

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
(ただし、次の条件を満たした店舗に限る)
- a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理
- b' 人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
- c' 感染防止対策基本4項目の遵守
- ※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る
- ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

②7/22～8/1

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・酒類提供の終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

(d) **協力金の額(日額)**

①7/12～7/21

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕2万5千円～7万5千円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

②7/22～8/1

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕3万円～10万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

c **上記a、b以外の区域**

(a) **区域**

清川村

(b) **要請期間**

令和3年7月12日～8月1日

(c) **要請内容**

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
(ただし、次の条件を満たした店舗に限る)
- a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理
- b' 人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
- c' 感染防止対策基本4項目の遵守
- ※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る
- ・カラオケ設備提供の終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

- (d) **協力金の額（日額）**
売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
・〔中小企業＝売上高方式〕 2万5千円～7万5千円
・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円（中小企業も選択可）

d 令和3年8月2日から緊急事態措置に指定された区域

- (a) **区域**
県内全域
- (b) **要請期間**
令和3年8月2日～8月31日
- (c) **要請内容**
a' 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等
終日休業
※利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む
※酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を取り止める場合を除く
b' 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等
午前5時から午後8時までの時短営業
- (d) **協力金の額（日額）**
売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
・〔中小企業＝売上高方式〕 4万円～10万円
・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円（中小企業も選択可）

e 実施状況（第13弾先行交付）（令和3年11月10日現在）

令和3年7月20日から8月13日まで、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を交付する「先行交付」の申請受付を実施

- (a) **申請件数** 13,566件（郵送5,611件、電子7,955件）
(b) **交付件数** 13,295件
(c) **交付額** 10,642,100千円

f 実施状況（第13弾本申請）（令和3年11月10日現在）

- (a) **申請件数** 28,197件（郵送7,988件、電子20,209件）
(b) **交付件数** 21,217件
(c) **交付額** 36,506,230千円

(シ) 第14弾

- a **区域**
県内全域
- b **要請期間**
令和3年9月1日～9月30日
- c **要請内容**
(a) **酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等**
終日休業
※利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む
※酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持

込みを含む)を取り止める場合を除く

(b) 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等

午前5時から午後8時までの時短営業

d 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕4万円～10万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

e 実施状況(第14弾先行交付)(令和3年11月10日現在)

令和3年9月13日から9月17日まで、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を交付する「先行交付」の申請受付を実施

(a) 申請件数 9,597件(郵送4,781件、電子4,816件)

(b) 交付件数 9,446件

(c) 交付額 6,580,800千円

f 実施状況(第14弾本申請)(令和3年11月10日現在)

(a) 申請件数 22,419件(郵送6,353件、電子16,066件)

(b) 交付件数 16,946件

(c) 交付額 17,584,120千円

(λ) 第15弾

a 区域

県内全域

b 要請期間

令和3年10月1日～10月24日

c 要請内容

(a) マスク飲食実施店(認証店)

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
※「マスク飲食実施店」の認証済みであること
(現地確認を終えた店舗を含む)
- ・1組4人以内又は同居家族に限る
- ・カラオケ設備の利用を終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

(b) マスク飲食実施店(申請中)

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後7時30分まで
※「マスク飲食実施店」の認証を申請中であること
※10月24日までに、県から「マスク飲食実施店」の認証を受けた店舗(現地確認を終えた店舗)は、その認証を受けた日(現地確認を終えた日)以降、上記(a)と同様の営業時間及び酒類提供時間を可能とする
- ・感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨
- ・1組4人以内又は同居家族に限る
- ・カラオケ設備の利用を終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

- (c) その他の店舗
- ・午前5時から午後8時までの時短営業
 - ・酒類の提供を終日停止
 - ※10月23日までに、「マスク飲食実施店」の申請をした店舗は、その翌日以降、上記(b)と同様の営業時間及び酒類提供時間を可能とする
 - ・感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨
 - ・1組4人以内又は同居家族に限る
 - ・カラオケ設備の利用を終日停止
(飲食を主たる業とする店舗に限る)
- d 協力金の額(日額)
- 売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
- ・[中小企業＝売上高方式] 2万5千円～7万5千円
 - ・[大企業＝売上高減少額方式] 上限20万円(中小企業も選択可)
- e 実施状況(第15弾先行交付)(令和3年11月10日現在)
- 令和3年10月4日から10月11日まで、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を交付する「先行交付」の申請受付を実施
- (a) 申請件数 7,487件(郵送3,954件、電子3,533件)
 - (b) 交付件数 7,430件
 - (c) 交付額 2,566,500千円
- f 実施状況(第15弾本申請)(令和3年11月10日現在)
- (a) 申請件数 13,714件(郵送3,551件、電子10,163件)
 - (b) 交付件数 7,411件
 - (c) 交付額 3,947,500千円
- (㉔) 再度の申請受付
- a 交付対象
- 第3弾から第8弾までの各弾の要請期間において、対象地域の店舗で要請に協力いただいたものの、「何らかの理由で当初の申請期限内に協力金の交付申請を行えなかった事業者」及び「県の要請前に自主的に時短営業を実施していた事業者」
- b 実施状況(令和3年11月10日現在)
- (a) 申請件数 2,421件
 - (b) 交付件数 2,123件
 - (c) 交付額 2,696,240千円
- (㉕) 大規模施設等に対する協力金
- a 要請内容
- 午前5時から午後8時までの時短営業
- ※イベント開催の場合は午前5時から午後9時までの時短営業
 - ※緊急事態措置期間においては、カラオケ店に対して休業要請
- b 要請対象(まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に指定された区域の以下の施設)
- (a) 大規模施設
特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った、建築物の床

面積の合計が 1,000 m²超の施設

(b) **テナント、出店者**

上記の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等

(c) **飲食業の許可を受けていないカラオケ店（緊急事態措置）**

特措法第 45 条第 2 項に基づく休業要請を行ったカラオケ店

c **協力金の額（日額）**

(a) **大規模施設**

a' 自己利用部分

「時短営業した面積 1,000 m²毎に 20 万円／日」に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた金額

b' テナント等把握管理分（10 店舗以上の場合）

「時短営業したテナント数 1 件毎に 2 千円／日」に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた金額

(b) **テナント、出店者**

a' テナント・出店者への協力金

「時短営業した面積 100 m²毎に 2 万円／日」に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた金額

b' 映画館への加算分

「常設のスクリーン毎に 2 万円／日」に「時短営業により上映できなくなった回数／本来の上映回数」を乗じた金額

(c) **飲食業の許可を受けていないカラオケ店（緊急事態措置）**

a' 建築物の床面積の合計が 1,000 m²超のカラオケ店

休業した面積 1,000 m²毎に 20 万円／日

b' 建築物の床面積の合計が 1,000 m²以下のカラオケ店

2 万円／日

d **第 1 弾**

(a) **区域**

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) **要請期間**

令和 3 年 5 月 12 日～5 月 31 日

e **第 2 弾**

(a) **区域**

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) **要請期間**

令和 3 年 6 月 1 日～6 月 20 日

- (c) **実施状況（令和3年11月11日現在）**
 （第1弾・第2弾の合計）
 - a' 申請件数 3,059件（郵送142件、電子2,917件）
 - b' 交付件数 2,917件
 - c' 交付額 1,484,674千円
- f **第3弾**
 - (a) **区域**
横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市
 - (b) **要請期間**
令和3年6月21日～7月11日
 - (c) **実施状況（令和3年11月11日現在）**
 - a' 申請件数 2,118件（郵送71件、電子2,047件）
 - b' 交付件数 1,728件
 - c' 交付額 470,198千円
- g **第4弾**
 - (a) **令和3年7月12日からまん延防止等重点措置区域に指定された区域**
 - a' 区域
横浜市、川崎市、相模原市、厚木市
 - b' 要請期間
令和3年7月12日～8月1日
 - (b) **令和3年7月22日からまん延防止等重点措置区域に指定された区域**
 - a' 区域
横浜市、川崎市、相模原市、厚木市を除く全市町
 - b' 要請期間
令和3年7月22日～8月1日
 - (c) **令和3年8月2日から緊急事態措置区域に指定された区域**
 - a' 区域
県内全域
 - b' 要請期間
令和3年8月2日～8月31日
 - (d) **実施状況（令和3年11月11日現在）**
 - a' 申請件数 1,939件（郵送63件、電子1,876件）
 - b' 交付件数 435件
 - c' 交付額 492,502千円
- h **第5弾**
 - (a) **区域**
県内全域
 - (b) **要請期間**
令和3年9月1日～9月30日
 - (c) **実施状況（令和3年11月11日現在）**
 - a' 申請件数 1,018件（郵送38件、電子980件）
 - b' 交付件数 46件
 - c' 交付額 109,654千円

オ 感染防止対策用アクリル板等の無償貸出

会食時の飛沫感染を防ぐためには、アクリル板により遮蔽し、飛沫の拡散を防止する、飛沫を換気により排出する、そして加湿により浮遊する飛沫を減らすことが有効とされていることから、県内飲食店に対し、「アクリル板」、「サーキュレーター」、「加湿器」を緊急的に無償で貸出す事業を、令和2年11月25日から開始した。さらに、12月9日から、二酸化炭素の濃度により換気のタイミングを知ることができる「CO2濃度測定器」を貸出物品に追加した。

現在、「アクリル板」「サーキュレーター」「CO2濃度測定器」の貸出しについて、かながわ労働プラザ、横須賀合同庁舎、厚木合同庁舎、平塚合同庁舎、小田原合同庁舎の5箇所で行っている。

<申込状況> (令和3年11月12日16:00現在)

品目	受付数
アクリル板	265,126枚
サーキュレーター	9,009台
加湿器	3,607台
CO2濃度測定器	8,331台

(7) 雇用、労働関係の支援の実施

ア 雇用調整助成金等の周知

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知している。

イ 経済団体への要請

県内の経済団体5団体に対し、6月23日、知事と神奈川労働局長の連名により、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用の維持並びに新規学卒者、就職氷河期世代、若年者、障がい者、女性及び高年齢者等の雇用機会の確保等を依頼するとともに、会員企業への働きかけを要請した。

ウ 労働相談の実施

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用問題の解決に向けた支援、助言等を行うため、かながわ労働センター本所及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施するとともに、同センター本所に新型コロナウイルス感染症に関連する労働相談専用ダイヤルを開設している。

また、新型コロナウイルス感染症関連の代表的な相談事例を分かりやすくまとめてホームページに掲載し、問題の解決に役立つ情報提供を行っている。

エ テレワーク導入に向けた支援

a アドバイザーの派遣

在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業に対し、専門家をアドバイザーとして派遣、コンサルティング等の支援を行うこととし、7月30日から募集を開始した。

＜実施状況（11月8日現在）＞

申請件数 32件

b テレワーク導入促進事業費補助金

中小企業へのテレワーク導入を促進し、「新しい生活様式」に沿った働き方の定着を図るため、テレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費を補助する。（上限40万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

＜実施状況（11月8日現在）＞

申請件数 479件

申請額 161,156千円

交付決定数 454件

交付決定額 157,156千円

c Webセミナーの開催

テレワークを実施する中小企業向けに、業種別セミナーをWebで開催し、定着に向けた課題の解決を図る。

オ 就労相談体制の充実

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者や転職希望者のために、かながわ若者就職支援センター及びシニア・ジョブスタイル・かながわにおける就労相談体制の充実を図る。

カ 合同就職面接会及びミニ企業相談会等の実施

雇用環境が悪化する中、求人企業を開拓しながら、失業者が一度に様々な分野の企業等と面接できる機会として、合同就職面接会を通年で4回実施するとともに、ミニ企業相談会及びミニ企業面接会を県内各地で継続的に計40回開催し、失業者と人手を必要とする企業のきめ細かなマッチングを行う。

＜実施状況＞（11月8日現在）

4月22日からミニ企業相談会及びミニ企業面接会を26回開催。

6月17日から「かながわ合同就職面接会」を2回開催。

(8) 観光における対応

ア 観光客等への情報発信

(ア) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、新型コロナウイルスの感染症関連情報をまとめた特設サイトを作成し、情報を発信している。

また、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」を作成し、県ホームページ等に掲載した。

さらに、「観光かながわNOW」において、「モバイル空間統計人口マップ」等、4つの混雑状況の確認方法を紹介している。

(イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip」（9言語）において、新型コロナウイルス感染症予防のための旅行者向けのページを作成し、旅行中に気を付けるべきことや電話相談サービスを紹介するとともに、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」（5言語）を掲載した。

また、県の特設サイトへのリンクのほか、新型コロナウイルスへの問合せにも多言語（4言語）対応している日本政府観光局の24時間コールセンター等の情報を発信している。

(ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、市町村観光所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知した。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

宿泊関係団体、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における宿泊キャンセル等の観光への影響について、個別にヒアリング等を実施するとともに、国とも情報共有等を行っている。

ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、観光事業者向け説明会を実施してマニュアルの周知を行うとともに、県ホームページへマニュアルを掲載し、観光事業者の取組を支援している。

エ 観光需要の回復策

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、県民が地元・神奈川県の魅力を再発見する契機とするため、令和2年10月1日から、県民限定で県内旅行の割引を行うキャンペーン「地元かながわ再発見（かながわ県民割）」を実施したが、感染状況が急速に悪化したことに伴い、令和2年11月30日から新

規販売を一時停止し、既存予約分についても令和2年12月28日以降の旅行は割引対象外とした。

事業の再開に向け、令和3年10月25日から、登録事業者の募集を開始した。販売再開の時期は、改めて判断する。

オ ワークेशन普及に向けた支援

温泉観光地・箱根で、自然豊かな環境を生かしたワークेशन※に取り組み宿泊施設を支援するため、箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）と連携し、ワークेशनの特設ページを観光ウェブサイト「観光かながわNOW」に作成した。

※ 「仕事 (work)」と「休暇 (vacation)」を組み合わせた造語で、IT技術の進展により、時間や場所にとらわれず働くテレワークが普及したことを背景に、新たな就業・休暇スタイルとして欧米を中心に広まりをみせている。

カ 宿泊事業者の感染症対策等への支援

(ア) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けた宿泊事業者を支援するため、宿泊事業者が実施する感染防止対策等に要する経費に対して補助を行っている。

項目	内容
対象者	旅館業法の許可を受けて神奈川県内の宿泊施設で旅館業を営む者（店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く）
対象事業	令和2年5月14日以降に着手し、令和4年1月31日までに完了する次の事業に要する経費 ※ 事業完了日を令和3年12月31日から1か月延長 1 感染防止対策に必要となる設備等の導入 例) 機械換気設備、電子宿泊台帳システム、キーレスシステム、アクリル板 等 2 新たな需要に対応するための体制整備（例）ワークेशनやバリアフリーに対応するための施設改修等
補助率	令和2年5月14日以降着手分（令和2年度分） 1／2 令和3年4月1日以降着手分（令和3年度分） 3／4 ※令和3年度分については、9月16日消印分から1／2
上限額	1施設当たり 500万円
募集期間	令和3年7月30日（金）から10月29日（金）まで ※ 期限を令和3年9月30日（金）から1か月延長

※は、当初事業内容からの変更点

(イ) 申請状況等

【申請状況】（申請終了時点）

区 分	金 額	備 考
申請額 (A)	1,462,241 千円	令和2年度分：237,495 千円 令和3年度分：1,224,746 千円
予算額 (B)	2,468,971 千円	
申請割合 (A/B)	59.2%	

【審査状況】（令和3年11月10日現在）

区 分	令和2年度分	令和3年度分	合 計
申請件数	294	582	876
交付決定数	48	157	205
交付決定額	58,671 千円	400,430 千円	459,101 千円

(9) 県立学校及び市町村立学校の対応

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会への周知、徹底を図ってきた。

ア 臨時休業から学校再開までの主な対応（令和2年2月から令和2年5月まで）

- ・ 令和2年2月28日に、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、県立学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とした。
- ・ 3月30日に、4月6日から2週間程度の臨時休業とした。
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校については、5月6日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月4日に、緊急事態宣言が延長され、県立学校については、5月31日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、6月1日に学校が再開する場合に備え「教育活動の再開等に関するガイドライン」を取りまとめ「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から教育活動を再開することとし、再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていくとする「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を要請した。

イ 学校再開後の主な対応（令和2年6月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年7月3日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定した。
- ・ 7月3日に、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲について市町村教育委員会へ通知した。
- ・ 7月9日に、県立高校等については、7月13日から予定した「通常登校」への移行は、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせて実施することとした。
- ・ 7月17日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」を策定した。
- ・ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動については、「時

差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校については、「時差通学・短縮授業」を継続することとした。これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

- 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめた。
- 11月20日に、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校についても「時差通学・短縮授業」を継続することとした。なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。
- 12月11日に、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」が示され、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。
- 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、県の実施方針に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。県立高校、中等教育学校では、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を徹底するなどの対応をすることとした。
- 1月14日に、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、Webサイトによる合格発表などの新たな感染拡大防止の取組を行うこととした。
- 1月27日に、県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を整理し県立学校に通知した。
- 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、県立学校では、1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、県立学校では、2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととした。県立高校、中等教育学校では、時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底し、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底するなどの対応をすることとした。
- 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら対応していくこととした。

- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応することとした。
- ・ 4月22日に、県立学校では、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるように通知した。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、県立学校では、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、県立学校では、引き続き緊張感を持ち対応することとした。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を依頼した。

ウ 令和3年6月以降の対応について

- (ア) 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

a 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

b 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

c 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

d 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

e 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

- (イ) 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒の行動について、令和3

年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

a 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

b 感染防止対策の徹底について

- 特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事時の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
 - ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

c 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。

d 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日については、「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会平成30年3月、平成31年3月一部改定）」に則り実施する。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。

- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

e 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

f 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(ウ) 7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き

緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

【感染防止対策の強化・徹底について】

- a 部活動等における感染防止対策の徹底について
 - 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
 - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
 - 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
 - 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
 - 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。
- b 教育活動外の行動に係る指導について
 - 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
 - オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まったの観戦は行わないよう指導すること。
- c 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について
 - 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

- (エ) 7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応して

いくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態措置期間中における教育活動等】

a 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
- ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
 - ・活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

b 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施する。

c 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

(オ) 8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10日に「『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

a 教育活動等における感染防止対策の徹底について

- 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
- やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、まっすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしないことについて指導を徹底すること。
- 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。
- 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

<部活動等における感染防止対策の徹底について>

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。

- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。

b 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。

c 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

- (カ) 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応】

a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- b 学習活動について
 - 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。
- c 部活動について
 - 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
 - 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
 - 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
 - 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
 - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- d 学校行事等について
 - (a) 修学旅行等について
 - 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
 - (b) 文化祭・体育祭等について
 - 開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。
 - (c) 学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

- (キ) 8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び学校における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

b 学習活動について

- 分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

c 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、

その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 大会等の 14 日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

d 学校行事等について

(a) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

(b) 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

(c) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

- (ク) 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況、医療体制の状況等に鑑み、人流抑制及び学校における感染防止対策を徹底するという視点から、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

9月13日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

b 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

c 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

d 学校行事等について

(a) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

(b) 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

(c) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

(ケ) 9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き学校における感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・

生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に
応じた対応をとるよう依頼した。

＜高等学校、中等教育学校＞

- 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

＜特別支援学校＞

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

b 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

c 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

d 学校行事等について

(a) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

(b) 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

- (2) 10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月25日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 通常の教育活動を実施する。ただし、朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

b 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

c 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

d 学校行事等について

(a) 修学旅行等について

○ 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

(b)文化祭・体育祭・学校説明会等について

○ 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

別紙 1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況
 県教育委員会把握分（令和3年11月11日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

(1) 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1		
	特別支援学校	0	0		
	小 計	1人	1校		
令和2年6月から 令和3年11月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	2,343	140		
	特別支援学校	123	26		
	小 計	2,466人	166校		
	合 計	2,467人	167校	[参考]	
				県立学校児童・ 生徒数	県立学校数
				124,814人	169校

(2) 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1		
	特別支援学校	1	1		
	小 計	2人	2校		
令和2年6月から 令和3年11月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	191	92		
	特別支援学校	58	21		
	小 計	249人	113校		
	合 計	251人	115校	[参考]	
				県立学校教員数 (本務者)	県立学校数
				11,354人	169校

(3) 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年11月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	68
	特別支援学校	11
	合 計	79校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0			
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人			
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1			
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2			
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5			
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5			
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4			
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6			
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1			
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1			
小計	高等学校・中等教育学校	464人	489人	57人	72人
	特別支援学校	25人			
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1			
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4			
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4			
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19			
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49			
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17			
令和3年 10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4			
令和3年 11月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	1,879人	1,977人	134人	177人
	特別支援学校	98人			
合計	高等学校・中等教育学校	2,344人	2,467人	192人	251人
	特別支援学校	123人			

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年11月まで）

高等学校・中等教育学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	88%	家庭内感染	36%
※うち重症者は0人		学校内感染	4%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	6%
		感染経路不明	54%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	70%	家庭内感染	33%
※うち重症者は0人		学校内感染	9%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	33%
		感染経路不明	26%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年11月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	91%	家庭内感染	18%
※うち重症者は1人		学校内感染	2%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
		感染経路不明	78%

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数	
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0	
	中学校	5	4	
	小学校	12	11	
	特別支援学校	1	1	
	小 計	18人	16校	
令和2年6月から 令和3年11月まで (学校再開後)	高等学校	320	17	
	中学校	2,735	390	
	小学校	4,405	779	
	特別支援学校	85	14	
	小 計	7,545人	1,200校	
合 計	7,563人	1,216校		

[参考]	
市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
657,203人	1,296校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数	
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0	
	中学校	1	1	
	小学校	2	2	
	特別支援学校	0	0	
	小 計	3人	3校	
令和2年6月から 令和3年11月まで (学校再開後)	高等学校	35	16	
	中学校	225	143	
	小学校	504	323	
	特別支援学校	28	10	
	小 計	792人	492校	
合 計	795人	495校		

[参考]	
市町村立学校教員数(本務者)	市町村立学校数
41,568人	1,296校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年11月まで (学校再開後)	高等学校	11
	中学校	65
	小学校	100
	特別支援学校	5
	合 計	181校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人			
	小学校	12人			
	特別支援学校	1人			
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20			
	小学校	40			
	特別支援学校	0			
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39			
	小学校	52			
	特別支援学校	2			
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150			
	小学校	155			
	特別支援学校	2			
令和3年 1月	高等学校	31	707	5	107
	中学校	251			
	小学校	418			
	特別支援学校	7			
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36			
	小学校	80			
	特別支援学校	2			
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22			
	小学校	59			
	特別支援学校	1			
小計	高等学校	64人	1,574人	12人	231人
	中学校	566人			
	小学校	930人			
	特別支援学校	14人			

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和3年 7月	高等学校	31	787	5	110
	中学校	334		32	
	小学校	413		69	
	特別支援学校	9		4	
令和3年 8月	高等学校	132	3,227	12	294
	中学校	1,207		83	
	小学校	1,842		193	
	特別支援学校	46		6	
令和3年 9月	高等学校	43	1,132	0	49
	中学校	381		20	
	小学校	697		29	
	特別支援学校	11		0	
令和3年 10月	高等学校	3	74	0	0
	中学校	16		0	
	小学校	54		0	
	特別支援学校	1		0	
令和3年 11月	高等学校	0	0	0	0
	中学校	0		0	
	小学校	0		0	
	特別支援学校	0		0	
小計	高等学校	256人	5,971人	23人	561人
	中学校	2,169人		168人	
	小学校	3,475人		354人	
	特別支援学校	71人		16人	
合計	高等学校	320人	7,563人	35人	795人
	中学校	2,740人		226人	
	小学校	4,417人		506人	
	特別支援学校	86人		28人	

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年11月まで）

高等学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	84%	家庭内感染	22%
※うち重症者は0人		学校内感染	8%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
		感染経路不明	68%

中学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	72%	家庭内感染	54%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	8%
		感染経路不明	34%

小学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	59%	家庭内感染	71%
※うち重症者は0人		学校内感染	1%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	7%
		感染経路不明	21%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	61%	家庭内感染	32%
※うち重症者は0人		学校内感染	2%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	40%
		感染経路不明	26%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年11月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	87%	家庭内感染	21%
※うち重症者は3人		学校内感染	4%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	7%
		感染経路不明	68%

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況
 <県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校>
 （通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 3 年 11 月 11 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	1
8:45	1
8:50	2
9:00	27
9:05	10
9:10	29
9:15	13
9:20	28
9:25	5
9:30	16
9:35	3
9:40	3
9:50	1
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
 （一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況
 <県立特別支援学校 29 校>

登校時刻（令和 3 年 11 月 11 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	6
8:55	3
9:00	8
9:10	1
9:15	1
9:20	1
9:30	6
9:45	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。